

# エチオピアでのプロジェクトオフィス 設置にかかる留意事項

## トピックス

1. ODAプロジェクト実施にかかる事務所設置形態と納税
2. プロジェクトオフィスに勤務する外国人の納税
3. プロジェクトオフィスに勤務する外国人のビザ

2019年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ） アディスアベバ事務所

### （留意事項）

本資料中におけるコメントや意見、掲載した情報は、ジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

- 当該プロジェクトの落札者は貿易産業省に申請しプロジェクトオフィスを設置することが可能
- プロジェクトオフィスは恒久的施設として各種の納税義務を負う

## <質問>

1. ODAプロジェクト実施を念頭に「プロジェクトオフィス」の設置は認められるか？
2. プロジェクトオフィス設置が可能な場合、納税すべき科目は何？

## <回答>

1. プロジェクトオフィス設置は可能。当該プロジェクト落札者であることを前提に貿易産業省がプロジェクト期間に応じた商業登録証明と営業ライセンスを発行する。
2. 当該形式の拠点は、恒久的施設(PE)として税務当局に認識され、エチオピア国内での事業活動に応じた課税がなされる。法人税(30%)、源泉税(2%)、付加価値税(15%、または年間売上50万ブルに満たない場合は売上税2%)、物品税(モノにより10-100%)。もし免税取り決めがないなら、関税(0-30%)や付加税(10%)も対象となる。なお、建設資機材は、保証金を払うことで無税で輸入可能だが、プロジェクト終了後には、再輸出する必要がある。

## <関連法>

Commercial Registration and Business License Proclamation No. 980/2016, Commercial Registration and Business License Council of Ministers Regulation No. 392/2016, Income Tax Proclamation 979/2016, VAT Proclamation No. 285/2002, VAT Proclamation No 285/2002, Excise tax Proclamation No 307/2002, Customs Tariffs Regulations No. 122/1993 (amended), and Customs Proclamation No. 859/2014

調査日: 2019年4月23日

2

- プロジェクトオフィスから本社等への利益送金課税は10%
- 配当金や利子課税、キャピタルゲイン課税、不動産取引税などが課税され、各々の税率は5～30%

## <質問>

1. プロジェクトオフィスから本社等海外への利益送金は課税対象か？
2. 上述の設置形態におけるその他課税の有無と税率は？

## <回答>

1. プロジェクトオフィスから海外への利益送金は課税対象で、税率は10%。
2. 配当金課税は10%。利子課税は金融機関の貯蓄口座からの利子は5%、その他からは10%。ロイヤルティー課税は5%。キャピタルゲイン課税は30%。不動産取引税は15%が適用される。

## <関連法>

Income Tax Proclamation 979/2016

調査日：2019年4月23日

- 外国人専門家が年間通算183日滞在する場合、全世界所得での納税が必要(税率35%)
- 自社雇用でない外部人材(短期の非居住者)は、対価の総額の15%を源泉徴収して納税する

## <質問>

1. プロジェクトオフィスに日本や第三国から専門家を派遣します。所得税は課税されますか？また課税基準も教えてください。
2. 派遣専門家が自社職員の場合と外部コンサルタントでは違いはありますか？

## <回答>

1. 課税対象。年間に通算183日滞在する場合は、エチオピア居住者とみなされる。この場合、全世界所得に対して納税が必要である。他方、非居住者の場合は、エチオピアでの活動に起因する所得のみが課税対象となる。
2. 自社職員の場合、居住者か非居住者かを問わず納税が必要。税率は所得に応じて異なり、0~35%の範囲。最高税率の35%は、1万900ブル(約4万3,600円)/月を超えると適用される。外部コンサルタントなどの場合、非居住者であれば、役務やサービスなどの対価として支払う総額の15%をプロジェクトオフィスが源泉徴収して納税する。

## <関連法>

Income Tax Proclamation 979/2016 5-7条、11条、51条、89条

調査日:2019年4月23日

- ▶ プロジェクトオフィスが招へいする専門家の人数、および労働許可発給数に特段の制限はない
- ▶ 短期専門家は、必要な種類のビザのみで業務に従事できる

## <質問>

1. 長期滞在専門家(年間通算183日以上)の招へい数に制限はありますか？
2. プロジェクトオフィスに勤務する(または新たに雇用する)日本や第三国からの専門家について、入国後に取得する労働許可発給枚数に制限はありますか？
3. 契約ベースの短期派遣専門家も労働許可を取得すべきでしょうか？

## <回答>

1. 招へい数に制限はない。所定の要件を満たしていれば、移民局がビザを発給する。
2. 各種法令にはプロジェクトオフィスに限った規定はなく、発給数制限もない。ただし、労働社会問題省が同一会社への過去の発給数を参考に、申請数が過去を上回る場合は発給数を制限する可能性がある。一般的には、特定の技能を要する業務に資するエチオピア人がいないことを確認し、専門家の下で働くスタッフを雇用する限り、認められるケースが多い。
3. 不要。数カ月の滞在であれば、必要な種類のビザのみで業務に従事できる。ビザの種類はオンラインビザ申請で確認できる( <https://www.evisa.gov.et/#/home> )。

## <関連法>

特になし

調査日：2019年4月24日-5月6日